

〈細 則〉タイヤ

1. 規 格 その車に合った規格のもの（サイズ、プライ数共）が原則であり、規格外及びバースト等については、最下位ランクの減点を適用する。
2. 再生タイヤ 再生タイヤは実測残り溝の2ランク下の減点点数を適用する。
3. 地域特性 地域特性を導入した点数を用いることができる。

★ タイヤ残り溝の測定方法（参考）

タイヤの残り溝の測定は、デプスゲージを用いて行う。測定箇所はタイヤのパターンによって異なるが一般には、トレッド幅両端より1/4～1/3の間のトレッド溝の深さを円周上数ヵ所測定し何れか小さい方の値をそのタイヤの残り溝とする。

〈細 則〉交換の条件

曲がり、亀裂、変形、欠品等

[参 考]

*アルミホイールの評価

	当～1年	2～3年	4年～
10 t	200	100	50
4 t	100	50	20

〈細 則〉

1. 査定時に装着されているときは評価する。
2. 全輪のホイールが揃っていること。

付属品、エアコン

査定項目	査定区分	減点区分	10・8tクラス	6・4tクラス
工具・ジャッキ	交換	工具欠品	15	10
		ジャッキ欠品	20	15
ラジオ	交換	欠品、機能不良	25	
アンテナ	交換	欠品、折損	10	
安全装備	交換	赤色灯または発煙筒 消火器	1	5

査定項目	減点区分	年もの	10・8tクラス	6・4tクラス
エアコン	欠品	年もの		
		当～3年もの	150	140
		4年もの以前	100	90

機能不良

コンプレッサ リビルト交換	50
ガスチャージ	15
その他の不良	評価点の範囲内

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価

ナビゲーションシステム・オーディオ類の評価は、市場変動が著しいことから加減点点数等については、価格ガイドブック及び協会ホームページに掲載する。

下表は、参考値である。

1) ナビゲーションシステムの評価（オーディオ類の評価を含む）

全車種・全クラス共通

タイプ	機種\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
インダッシュ	HDD	80	60	40	20
	DVD	0	0	0	0
	メモリー(SSD SDD 含)	40	30	20	10
外付け	HDD	0	0	0	0
	DVD	0	0	0	0
地 デジ 加 点		0	0	0	0
ツインモニター加 点 (フリップダウン天井埋め込み式に限る) 1台分		30	20	10	0
カメラ類 (フロント・サイド・バック) 各1個		10			5

2) オーディオ類（CD、メモリー対応等）の評価

オーディオ類の加点は行わない。

〈細 則〉 工具

標準装備品全部でなくても、緊急時に必要なものが揃っていればよい。
(クリップレンチ、ドライバ、プライヤー、モンキースパナ程度)

〈細 則〉 ナビゲーションシステムの評価 (全車種・全クラス共通)

1. 標準装備品の故障、欠品は実費減点とする。
2. ナビゲーションシステム内蔵のオーディオ類は加点しない。
3. オプション装備のナビゲーションシステムが故障の場合は加点せず、10点(取りはずし及び穴埋め)を減点する。
4. ナビゲーションシステム(メモリー式)の地図ソフト用メモリーカード欠品の場合は10点、取扱説明書の欠品の場合は3点の減点とする。
5. オプション装備のナビゲーションシステム本体の取り外し跡(穴埋め)は5点を減点する。
6. オプション装備のその他のカメラ類(オーディオ一体モニター、バックミラー一体モニター等)はナビゲーションシステムの評価のカメラ類の点数を適用する。
7. 外付けタイプのナビゲーションシステムは評価の対象外とする。
8. ナビゲーションシステムは、車両の年製で評価する。但し、車両の年製より古い(年製が確認できる)ものが装着されている場合は、その年製で評価する。
9. 暗証番号設定機能付きのナビゲーションシステムは、暗証番号入力画面が確認できれば作動正常として評価する。

〈細 則〉 オーディオ類の評価

1. 標準装備のオーディオ類が故障の場合は10点、欠品の場合は20点を減点する。
2. オプション装備のオーディオデッキ本体取り外し跡(穴埋め)は、5点を減点する。

[参 考]

*カスタム(デラックス)の評価

	当年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
10・8 t	70	50	40	30	20	10	0
6・4 t	50	40	30	20	10	0	0

- 1) 当該標準車に、上記評価額を加算して基本価格とする

[参 考]

*ABSの評価

	当～3年	4・5年	6年～
10・8 t	100	70	50
6・4 t	50	30	20

[参 考]

*補助ブレーキの評価

種 類	車 種	当 年	1 年	2 年～
リターダ (電磁式)	10 t	170	150	150
	4 t	80	50	50
リターダ (永久磁石式)	10 t	170	150	150
	4 t	80	50	50
H・S・A	全車種	20	20	20

II. 商品価値

1. 走行キロの評価

走行キロの評価は適用表に基づき加減点を行う。

〈細 則〉

1. 走行キロ加減点は原則として積算計の走行キロ数によって行う。
2. 定期点検記録簿、オイル交換及び各エレメント類交換ラベル等から推定走行キロ数が特定できる場合は、推定走行キロ数によって加減点を行う。

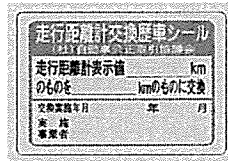
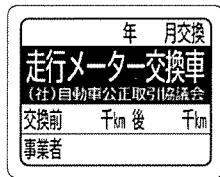
(例)

推定走行キロ数＝定期点検時の走行キロ数＋(1,000 km×定期点検後の使用経過月数)

但し、推定走行キロ数が特定できない場合は、商品価値減点(査定基準価格の30%以内)を減点する。

3. メーター交換のシール貼付車の取扱い

実走行キロ数(交換前の走行キロ数＋現車走行キロ数)により加減点



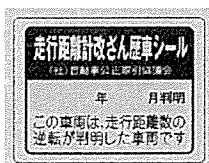
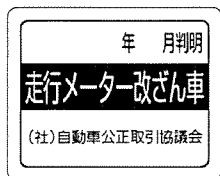
4. メーター改ざんのシール貼付車の取扱い

- 1) 推定走行キロ数が判るもの

推定走行キロ数減点＋商品価値減点(査定基準価格の10%以内)を減点する

- 2) 推定走行キロ数が判らないもの

商品価値減点(査定基準価格の30%以内)を減点する



5. 使用経過月数の計算

使用月数の計算は初度登録年月の翌月から起算して査定年月までの月計算(足掛け)とする。

また、当月内の1ヵ月未満は0ヵ月とする。